

U I J ターン就業・創業移住支援事業、長野県就職・移住学生支援事業及び地域課題 解決型創業支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（以下「U I J ターン移住支援事業補助金交付要綱」という。）及び長野県就職・移住学生支援事業補助金交付要綱（以下「移住学生支援事業補助金交付要綱」という。）に基づき、長野県と県内市町村とが共同して実施するU I J ターン就業・創業移住支援事業（以下「移住支援事業・マッチング支援事業」という。）、長野県就職・移住学生支援事業（以下「移住学生支援事業」）及び地域課題解決型創業支援事業（以下「創業支援事業」という。）に関し、基本的な枠組みを定めるものとする。

(事業の実施)

第2 長野県版総合戦略「しあわせ信州創造プラン3.0」及び県内の市町村の市町村版総合戦略に基づき、長野県内の担い手不足の解消と移住の促進に資するため、長野県と市町村とが共同して、移住支援事業・マッチング支援事業、移住学生支援事業及び創業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業・マッチング支援事業、移住学生支援事業及び創業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、長野県と市町村とが共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地域未来交付金（以下「交付金」という。）の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、長野県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 移住支援事業・マッチング支援事業、移住学生支援事業及び創業支援事業の概要は、次のとおりである。

1 移住支援事業

長野県が行うマッチング支援事業又は創業支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、愛知県又は大阪府から移住して、就業又は創業等をしようとする者が、移住支援金の要件を満たす場合に、長野県とその者の居住地の市町村とが共同して、移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

長野県は、東京圏、愛知県又は大阪府の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第6項の募集情報等提供を行う事業）とともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した企業等に、求人情報の作成支援と当該求人情報の当該インターネットサイト

への掲載を行う。

3 移住学生支援事業

東京圏の大学又は大学院を卒業・修了して、長野県の企業に就業する者が移住学生支援金の要件を満たす場合に、長野県とその者の移住先となる市町村が共同して移住学生支援金を給付する。

4 創業支援事業

長野県は、支援機関を設置して社会的事業を行う者を支援し、必要な経費の一部を補助するとともに伴走支援を行う。

なお、社会的事業を行う者とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 新たに創業する者

(2) 事業承継又は第二創業する者（ただしSociety 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野に限る）

（移住支援事業・マッチング支援事業及び移住学生支援事業）

第5 移住支援事業・マッチング支援事業及び移住学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

(1) 分担

ア 長野県は、事業の制度設計・全体管理、交付金の交付申請、実績報告、受領及び返納等に係る国との窓口・調整業務を担うものとする。

イ 市町村は、移住支援金に関する業務（移住者からの交付申請の受付、支給要件の確認、支給、定着の確認、債権管理）及び移住者支援施策の調整を担うものとする。

(2) 移住支援金の支給及び返還

ア 移住支援金の支給

市町村は、(ア)に定める要件を満たす者のうち、(イ)又は(ウ)に定める要件を満たす就職又は創業等をした者の申請に基づき、(カ)に定める手続により、2人以上の世帯（エ）に定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）にあつては最大100万円、単身の世帯にあつては最大60万円の移住支援金を支給する。この場合において、その世帯が18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員一人につき最大100万円を加算することができる。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(ア) 移住等に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

a 移住元に関する要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労（被用者としての就労の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていた場合に限る。この場合において、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。また、東京圏、愛知県又は大阪府内に在住し、かつ、東京圏、愛知県又は大阪府内の大学等へ通学し、かつ、東京圏、愛知県又は大阪府内の企業等へ就職した者は、当該通学に係る期間を、修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として通算することができる。

b 移住先に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (a) 長野県内に転入したこと。
- (b) 交付金の交付決定がされた後であって、この要領が施行された日以降に転入したこと。
- (c) 移住支援金の交付申請が、居住地の市町村への転入後1年以内の期間になされたものであること。
- (d) 長野県内に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

c その他の要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (b) 日本人、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
- (c) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市町村が認める場合を除く。
- (d) その他居住地の市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(イ) 就業等に関する要件

次に掲げる（A）から（D）までのいずれかに該当すること。

(A) 一般の場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- a 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。
- b 就業先が、長野県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（2（1）に定めるマッチングサイトをいう。以下同じ。）に掲載している求人に応募して採用されたものであること。

- c 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて 2 (1) に規定する企業等に就業していること。
- d b の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- e 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。
- f 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(B) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内で就業した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- a 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。
- b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- c 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(C) テレワーカーの場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- a 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと。
- b 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
- c デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと。

(D) 関係人口の場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- a 市町村長が次のいずれかに該当する者であると認めるもの
 - (a) 移住先市町村に通学、通勤又は居住をしたことがある者
 - (b) 移住先市町村にふるさと納税をしたことがある者
 - (c) 移住先市町村で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある者
 - (d) 移住先市町村で地域活動に参画したことがある者
 - (e) 県又は移住先市町村の移住施策に参画したことがある者
 - (f) (a) から (f) までに掲げるもののほか、市町村長が特に定める者
- b 次のいずれかに該当している者であること
 - (a) 2 (1) に掲げる要件のいずれにも該当する企業等に就業している者

- (b) 職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業に就業している者
- (c) 農林水産業に従事している者
- (d) 家業等に従事している者
- (e) その他市町村が個別に定める地域の担い手確保に資する要件に該当する者
- c 次のいずれにも該当する労働条件等で就業している者（第5の1(2)ア(i)(D) b (e)を除く。）
 - (a) 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。
 - (b) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること（第5の1(2)ア(i)(D) b (c) 及び (d) を除く。）。
 - (c) 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (d) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること（第5の1(2)ア(i)(D) b (c) 及び (d) を除く。）。
- (ウ) 創業等に関する要件

第6に定める創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けていること。
- (エ) 2人以上の世帯に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

 - a 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
 - b 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住支援金の交付申請時において同一世帯に属していること。
 - c 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、この要領が施行された日以降であって、市町村が指定する日以降に転入したこと。
 - d 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、移住支援金の交付申請時において転入後1年以内であること。
 - e 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (オ) 申請及び支給の手続
 - a 移住者が行う移住支援金交付申請
 - (a) 就業者（(ア)及び(i)に定める要件を満たす者をいう。）であって移住支援金の交付を申請しようとする者は、対象企業等に就業又はテレワークをし、かつ、居住地である市町村への転入後1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」（様式第1号）に、対象企業等から交付を受けた「就業証明書」（様式第2号）、本人確認書類並びに(ア)及び(i)の要件を満たすことを証する書類を添えて、居住地の市町村に提出しなければならない。
 - (b) 創業者等（(ア)及び(ウ)に定める要件を満たす者をいう。）であって移住支援金の交付を申請しようとする者は、創業支援金の交付決定の日

から1年以内であって、かつ、居住地である市町村への転入後1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」（様式第1号）に、本人確認書類並びに（ア）及び（ウ）の要件を満たすことを証する書類を添えて、居住地の市町村に提出しなければならない。

b 市町村が行う移住支援事業補助金交付申請

市町村は、移住支援金交付申請希望者から「移住支援金交付申請書兼実績報告書」（様式第1号）の提出があったときは、県に対し「U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付申請書」（補助金交付要綱「様式第1号」）により、補助金の交付申請を行うものとする。

c 支給

市町村は、移住支援金の交付決定を受けた場合において、aの申請が（ア）の要件を満たし、かつ、（イ）又は（ウ）の要件に該当すると認めるときは、交付決定兼確定通知書（様式第3号）を申請者に交付し、移住支援金を支給するものとする。審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、移住支援金申請却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

イ 移住支援金の返還

（ア）返還要件

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次に掲げる返還の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると県及び居住市町村が認めた場合、又はその者が引き続き県内に住所を有する場合であって、移住支援金の交付申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞した日から3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

市町村は、やむを得ない事情があると認め、返還を請求しないものとする場合は、あらかじめ県に協議し、その承認を得るものとする。

a 全額の返還

（a）偽りその他の不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合

（b）移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出した日までの期間が、3年に満たない場合

（c）移住支援金の交付申請日から移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合（第5の1（2）ア（イ）（C）を除く。）

（d）創業支援金の交付決定を取り消された場合

b 半額の返還

（a）移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出した日までの期間が、3年以上5年以内である場合

- (b) 移住支援金の交付申請日から移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合（第5の1（2）ア（イ）（C）を除く。）

(イ) 債権の回収

移住支援金の受給者が、当該移住支援金を受給した市町村を転出した後の当該移住支援金に係る債権回収については、当該移住支援金を支給した市町村が行うものとする。

(ウ) 国及び県への補助金の返還

返還が生じることとなった移住支援金に係る国及び県の補助額については、当該移住支援金を支給した市町村が、負担割合に応じて県に（国庫補助金相当額については県を通じて国に）返還するものとする。

ウ 継続就業、継続居住の確認

(ア) 継続就業の確認

a 移住支援金の支給市町村は、当該移住支援金の受給者に対し、当該移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、就業先である事業主が発行する就業証明書の提出を求めるものとする。

b 移住支援金の受給者は、当該移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、就業先である事業主に就業証明書の交付を求めるとともに、これを当該移住支援金の支給市町村に提出しなければならない。

(イ) 継続居住の確認

移住支援金の支給市町村は、当該移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、当該移住支援金の受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。この場合において、当該受給者が県内の他の市町村に転出したときは、当該他の市町村に対し、当該受給者の住所の確認を依頼するものとする。

エ 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の登録及び交付申請に関する情報、移住支援金受給者の就業先に関する情報並びに移住支援金返還対象者に関する情報を、速やかに長野県と共有するものとする。

また、長野県は、創業支援事業に係る交付決定に関する情報を、速やかに関係する市町村と共有するものとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

長野県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等の求人情報及び居住地に関する情報等を掲載するため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

ア 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共

団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。

イ 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

ウ みなし大企業（次のいずれかに該当する法人をいう。）ではないこと。ただし、イの括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

(イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

(ウ) 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

エ 本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等（医療法人、社会福祉法人、NPO法人及び事業協同組合並びに個人事業主及び法人格を持たない団体を含む。）であること。

オ 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

カ 雇用保険の適用事業主であること。

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

ク 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

ケ 県税の未納がないこと。

(2) 移住支援金の対象企業等の登録

長野県は、(1)に定める要件を満たす企業等を、その申請により、移住支援金に係る就業先の対象となる企業等（以下「対象企業等」という。）として登録するものとする。

ア 対象企業等の登録申請

対象企業等としての登録を受けようとする者は、マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録申請書（様式第5号）に、(1)に定める要件を満たすことを証する書類を添えて、長野県に申請しなければならない。

イ 対象企業等の登録

長野県は、アの申請が(1)に定める要件を満たすと認めるときは、対象企業

等の登録を行うものとする。

ウ 対象企業等の登録取消し

長野県は、イにより登録を受けた対象企業等（以下「登録企業等」という。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該登録企業等に何ら事前に通知及び催告をすることなく、その登録を取り消すことができる。

(ア) アの申請書に虚偽の記載があった場合

(イ) (1)に掲げる要件を満たさなくなった場合

(ウ) 重大な法令違反行為を行った場合

エ 登録企業等の登録変更

登録企業等は、その法人等の名称、法人等の代表者、本店、支店若しくは事業所の所在地、又は資本金のいずれかに変更が生じたときは、マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録変更申請書（様式第6号）に、その変更を証する書類を添えて、長野県に申請しなければならない。

オ 登録企業等の登録抹消

登録企業等は、その登録の抹消を希望するときは、マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録抹消申請書（様式第7号）により、長野県に申請しなければならない。この場合において、長野県は、当該申請についてやむを得ないと認めるときは、その登録を抹消するものとする。

(3) 効果的な求人情報の作成支援

長野県は、対象企業等が効果的な求人情報をマッチングサイトに掲載することができるよう、長野県が依頼した人材紹介会社、金融機関、経済団体等による、求人情報に係るセミナー等の開催、その他の支援を行うものとする。

(4) 対象企業等及び掲載求人情報に係る情報共有

長野県は、マッチング支援における対象企業等及び掲載求人情報を、市町村と共有するものとする。

(5) 市町村長による推薦

(1)イの括弧書きの規定により、市町村の長が、その所在する企業等を対象企業等として知事に推薦しようとするときは、対象企業等推薦書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

3 移住学生支援事業

(1) 分担

ア 長野県は、事業の制度設計・全体管理、交付金の交付申請、実績報告、受領及び返納等に係る国との窓口・調整業務を担うものとする。

イ 市町村は、移住学生支援金に関する業務（学生からの交付申請の受付、支給要件の確認、支給、定着の確認、債権管理）を担うものとする。

(2) 移住学生支援金の支給及び返還

ア 移住学生支援金の支給

市町村は、(ア) 及び (イ) に定める要件を満たす者のうち、(ウ) に定める手

続により、就職活動に係る経費（以下「交通費」という。）にあつては、最大8,500円、移住に係る経費（以下「移転費」という。）にあつては、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合、移転に要した実費の金額。（上限160,000円）の移住学生支援金を支給する。なお、移住に要する最低限の実費であることを証明できない場合、定額66,000円の移住学生支援金を支給することができるものとする。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）を受給する場合は支給しない。

(ア) 移住等に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

a 移住元に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(a) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

(b) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していたこと。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合に、在学していることも可とする。

b 移住先に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(a) 長野県に移住したこと。ただし、交通費については、県内企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(b) 交付金の交付決定がされた後であつて、県において移住学生支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

(c) 移住学生支援事業の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(d) 移住学生支援金の申請日から1年以上、県内に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に第5の3(2)ア(i)の要件を満たす法人等に就職し、申請先市町村への転入日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日を起算日とする）から1年以上、県内に継続して居住する意思を有していること。

c その他の要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (b) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (c) その他長野県又は申請先市町村が移住学生支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (イ) 就業に関する要件
 - 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - a 就業先に関する要件
 - 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - (a) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する企業等に、第5の3(2)ア(ア) a (a)及び(b)の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
 - (b) 勤務地が長野県内に所在すること。
 - (c) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
 - (d) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
 - (e) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
 - (g) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費については、この限りでない。
 - b 就業条件等に関する要件
 - 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - (a) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
 - (b) 移住先市町村から通勤が可能な範囲内での勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。
- (ウ) 申請及び支給の手続
 - a 学生が行う移住学生支援金
 - 移住学生支援金の交付を申請しようとする者（(ア)及び(イ)の要件を満たす者をいう。）は、以下の書類を移住先の市町村に提出しなければならない。
 - (a) 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
 - (b) 卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）
ただし、在学中に交通費を申請する者については、(g)に示す書類
 - (c) 移住学生支援金交付申請書兼実績報告書（様式第9号）
 - (d) 交通費、移転費の領収書
 - (e) 就職先企業等による証明書（内定証明書（様式第10号）又は就業証明書（様式第10号の2））
 - (f) その他(ア)及び(イ)の要件を満たすことを証する書類
 - (g) 在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
 - b 市町村が行う移住学生支援事業補助金交付申請
 - 市町村は、移住学生支援金交付申請希望者から「移住学生支援金交付申請書」（様式第9号）の申請があったときは、県に対し「長野県就職・

移住学生支援事業補助金交付申請書」(移住学生支援事業補助金交付要綱「様式第1号」)により、補助金の交付申請を行なうものとする。

c 支給

市町村は、移住学生支援事業補助金の交付決定を受けた場合において、aの申請が(ア)及び(イ)の要件に該当すると認めるときは、交付決定兼確定通知書(様式第11号)を申請者に交付し、移住学生支援金を支給するものとする。

イ 移住学生支援金の返還

(ア) 返還要件

市町村は、移住学生支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして長野県及び申請先市町村が認めた場合はこの限りではない。

市町村は、やむを得ない事情があると認め、返還を請求しないものとする場合は、あらかじめ県に協議し、その承認を得るものとする。

a 虚偽の申請等をした場合

b (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合

c (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に、申請先市町村に転入しなかった場合

(ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。)

d 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く。)

e 長野県外に転出した期間が、申請先市町村への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年未満である場合

(ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

(イ) 債権の回収

移住学生支援金の受給者が、当該移住学生支援金を受給した市町村を転出した後の当該移住学生支援金に係る債権回収については、当該移住学生支援金を支給した市町村が行うものとする。

(ウ) 国及び県への補助金の返還

返還が生じることとなった移住学生支援金に係る国及び県の補助額については、当該移住学生支援金を支給した市町村が、負担割合に応じて県に(国庫補助金相当額については県を通じて国に)返還するものとする。

ウ 継続就業、継続居住の確認

(ア) 継続就業の確認

a 移住学生支援金の支給市町村は、当該移住学生支援金の受給者に対し、就業開始予定日又は就業開始日から1年後に就業先である事業主が発行

する就業証明書の提出を求めるものとする。

- ｂ 移住学生支援金の受給者は、就業開始予定日又は就業開始日から1年後に就業先である事業主に就業証明書の交付を求めるとともに、これを当該移住学生支援金の支給市町村に提出しなければならない。

(イ) 継続居住の確認

移住学生支援金の支給市町村は、当該移住学生支援金の受給者の転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年を経過した後、速やかに当該移住学生支援金の受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。

(ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

エ 移住学生支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住学生支援金の申請情報、移住学生支援金支給者の就業先情報及び移住学生支援金返還対象者に関する情報について、速やかに長野県に共有することとする。

(創業支援事業)

第6 創業支援事業は、次のとおり実施する。

1 創業支援金の支給

長野県は、県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の創業等を行う者に対して、当該事業を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、創業支援金として交付する。ただし、創業支援金の額は最大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

①新たに創業をする場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 交付金の交付決定日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人、一般社団法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

イ 長野県内に居住していること、若しくは創業支援事業の事業期間完了日までに長野県内に居住することを予定していること。

ウ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を県内で行う者。

エ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

オ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

②事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 交付金の交付決定日以降、創業支援事業の補助事業期間完了日までにSociety 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資

する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等の代表者となる者であること。

イ ①イに掲げる要件のとおり

ウ 事業承継又は第二創業により新たに実施する事業を県内で行う者。

エ ①エに掲げる要件のとおり

オ ①オに掲げる要件のとおり

(2) 対象となる事業に関する要件

①新たに創業をする場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 社会的事業の要件

次に掲げる要件のすべてに該当すること。

(ア) 本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）

(ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

(エ) 創業をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）

イ 長野県の管内で実施する事業であること。

ウ 交付金の交付決定日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに新たに創業する事業であること。

エ 公序良俗に反する事業でないこと。

オ 公的な資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

②事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 社会的事業の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

(ア) Society 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野であり、かつ本県の地域社会が抱える地域課題の解決に資すること（社会性）

(イ) ①ア（イ）に掲げる要件のとおり

(ウ) ①ア（ウ）に掲げる要件のとおり

(エ) 事業承継又は第二創業をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）

イ ①イに掲げる要件のとおり

ウ 交付金の交付決定日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。

エ ①エに掲げる要件のとおり

オ ①オに掲げる要件のとおり

(3) 対象経費

本支援金対象者が対象事業を実施するために要する経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

(1) 申請

創業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1 (1) 及び(2) の要件に該当することを証する書類を長野県に提出しなければならない。

(2) 交付

長野県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て長野県が(1)の申請が1 (1) 及び(2) の要件に該当すると認めるときは、創業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

長野県は、創業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、1 及び2 の業務を行う執行団体（事務局）を置くこととする。

（財源の負担割合）

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

(1) 移住支援金のうち、東京23区在住者又は東京圏在住者で東京23区通勤者に係るものの地方負担については、長野県が2分の1、市町村が2分の1を負担するものとし、長野県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付するものとする。

(2) 移住支援金のうち、東京圏在住者（東京23区在住者及び東京23区通勤者を除く。）並びに愛知県及び大阪府在住者に係るものの負担については、長野県が2分の1、市町村が2分の1を負担するものとし、長野県は、当該2分の1に相当する額を市町村に交付する。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、長野県が負担する。

3 第5の3に定める移住学生支援事業

事業費の地方負担については、長野県が2分の1、市町村が2分の1を負担するものとし、長野県は、当該2分の1に相当する額に、移住学生支援金に充てるために国から交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付するものと

する。

4 第6に定める創業支援事業

事業費の地方負担については、長野県が負担する。

(協力)

第8 長野県と市町村は、移住支援事業・マッチング支援事業、移住学生支援事業及び創業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 雑則

1 様式の取り扱い

この要領に定める様式について、市町村が独自に同程度の内容を記した様式を定める場合には、これに代えて使用することができる。

2 その他必要事項に関する協議

この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業及び移住学生支援事業の実施に必要な事項は、長野県と市町村が協議して定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

この要領は、令和元年7月22日から実施する。

この要領は、令和元年8月21日から実施する。

この要領は、令和2年2月19日から実施する。

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

この要領は、令和2年7月28日から実施する。

この要領は、令和2年12月10日から実施する。

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

この要領は、令和5年9月1日から実施する。

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

この要領は、令和8年4月1日から実施する。